

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新型コロナ対策(資金繰り)

経営改善貸付(マル経融資)
(利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充)

制度名	融資限度額	用途(返済期間)	利率等
経営改善貸付 (マル経融資)	2,000万円 別枠1,000万円	運転(7年以内) 設備(10年以内)	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%(現在0.31%)は、融資後3年目まで、据置期間の延長(1年→3~4年)、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
 (東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳)
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

資金繰り円滑化相談会(毎月定例開催)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会
・感染症対策のため、当面の間、休止となります
- 日本政策金融公庫定例相談会 (原則毎月第2火曜日10:00~)
・10月12日(火) ・11月9日(火)

<当所経営指導員(柳・真野・近藤)までご予約をお願いいたします。>

補助金情報(国)

<小規模事業者持続化補助金のお知らせ>

補助対象者：常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者(商業、サービス業は5人以下)

【一般型】

対象となる事業：策定した経営計画に基づいて実施する売上拡大、地道な販路開拓等の取り組み費用を補助。

<例>新たな顧客層の取込みを狙いチラシ作成・配布、見本市への出展等

受付締切日：第6回締切 2021年10月1日(金)

(支援機関確認書の作成依頼は9月24日(金)までをお願いします。)

補助上限額：50万円(補助率2/3)

公募要領等：

※本補助金は、給付金ではありません。経営計画書等の審査があり、不採択になる場合があります。また、【一般型】は、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。

<問い合わせ先：新津商工会議所経営指導員(近藤・真野・柳)まで>

永年勤続優良従業員表彰の申請について(10月1日(金)まで)

新津商工会議所では従業員の勤労意欲向上を目的に、永年勤続優良従業員表彰を今年度も実施いたします。

永年勤続優良従業員表彰は、10月1日を基準日とした勤続年数(10年、20年、30年)毎の表彰となります。

会員の皆様へは案内文書及び申請書を郵送いたしました。対象の従業員さんがおられましたら、10月1日(金)までに申請下さい。 <担当 長谷川・石澤>

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

令和3年10月1日から
新潟県最低賃金が変わります！

時間額：831円 → **時間額 859円**

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

新潟県最低賃金は、従来の時間額831円から28円引き上げられ、本年10月1日から859円になります。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

<問い合わせ先>

新潟労働局労働基準部賃金室 TEL:025-288-3504

新津労働基準監督署 TEL:0250-22-4161

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI…Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

新津商工会議所 勤労者福祉共済

低廉な掛金で事業所の福利厚生を応援します！

勤労者福祉共済は事業所にお勤めの方々への福利厚生を目的とした共済です。
 1人につき300円/月の掛金で下記の事業を利用することができます。

【給付事業】 (単位：円)

区 分		給付額	
祝 金	結 婚 (会員)	10,000	
	出 産 (会員又は配偶者)	5,000	
	入 学 (会員の子の小学校、中学校入学)	5,000	
	銀 婚 (結婚25年目)	10,000	
弔 慰 金	死 亡	50,000	
	配 偶 者	30,000	
見 舞 金	子・親	5,000	
	傷 病	休業14日以上	5,000
		休業30日以上	10,000
		休業90日以上	20,000
災 害	火災等	建物の損害 50%以上	100,000
		建物の損害 20%以上50%未満	50,000
	自 然 災 害	建物の損害 20%未満	25,000
		建物の損害 70%以上	25,000
褒 賞 金	永年勤続	建物の損害 20%以上70%未満	15,000
		同一企業に5年	5,000
		同一企業に10年	10,000
餞 別	同 一 企 業 に 15 年	同一企業に15年	20,000
		会員(従業員)が退職した時 但し、入会以後同一企業に5年以上勤務した会員を対象とする。	3,000
会員(事業主)が廃業した時 但し、入会以後5年以上経過した会員を対象とする。			

【余暇事業】…秋葉温泉花水・サントピアワールド・新津美術館を、
会員特別価格で利用できる割引券の配布。

【健康維持事業】…新津商工会議所の定期健康診断の補助。

【その他】…「共催の集い」の開催(R1年は新潟グランドホテル
ビアパーティー)、冠婚葬祭・療養等の資金貸付。

《お問い合わせは、新津商工会議所へ》

新潟県 事業継続支援金 (飲食関連事業者等)

【時短要請枠】

飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等に対して、事業継続に向けた支援金を支給します。

①県内で単独店舗又は事業所を 経営する事業者 20万円	②県内で複数店舗又は事業所を 経営する事業者 40万円
-----------------------------------	-----------------------------------

対 象 者：県内に本社又は本店を有する法人又は個人で、かつ以下の①又は②の
いずれかに該当する方

①令和3年8月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市
町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供して
いる事業者。

②令和3年8月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市
町村に事務所、事業所を有し、タクシー事業者・自動車運転代行業者
として許認可等を受けている事業者。

※既に第1弾の支援金を受給していても、今回の支給要件を満たせば
給付対象となります。

支給要件：事業者全体の売上高について、令和3年7月～令和3年9月までのいずれか
1か月において、前年(又は前々年)同月比で20%以上減少していること。

申請方法：申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵送物の追跡が出来る方法で
「郵送」してください。

※感染拡大を防止するため、持参による申請はできません。



受付期間：令和3年9月8日(水)～令和3年10月31日(日)

<URL>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren2.html>

<お問い合わせ先>

事業継続支援センター (TEL:025-248-7270)

※受付時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)

会員交流事業

まもなく締切!「第15回会員親睦ゴルフコンペ」

定員まであと僅かとなりました。参加される方はお早めにお申し込み下さい。
(新型コロナウイルス対策のため、表彰式を行わず、前半9ホールの成績により順位を決定します。)

- ◇開催日 10月14日(木)
- ◇開催場所 新津カントリークラブ
- ◇定員 80名(20組)
- ◇参加費 1,000円/人(プレー費、食事代は別)
- ◇参加資格 会員又は会員の紹介者
- ◇申込方法 氏名、事業所名、住所、生年月日をお知らせ下さい。
- ◇申込締切 定員になり次第締切



<担当：柳・牛田>